平成１６年度内部監査実施計画書

平成１６年１１月１８日決定

国立大学法人東北大学内部監査規程（平成１６年４月１日規第８０号。以下「内部監査規程」という。）第１３条及び第１５条、並びに平成１６年度内部監査基本計画書に基づき、平成１６年度に実施する内部監査実施計画を次のとおり定める。

１．内部監査の実施時期

（定期監査）

実施時期は、平成１６年１２月１３日から平成１７年２月４日までとする。

２．定期監査の方法

（１）業務監査

平成１６年度に係る業務活動全般に関して、実地監査による個別聴取及び書面監査を行う。

（２）会計監査

平成１６年度に係る会計処理等に関して、実地監査による個別聴取及び書面監査を行う。

３．監査対象部局

内部監査規程第６条に定める部局等（以下「部局等」という。）のすべてを対象とする。詳細は別紙「平成１６年度内部監査対象部局」に定める。

４．内部監査の重点事項

会計実地検査の結果に係るフォローアップや四者協議会打合せによる重点事項について監査を行うこととし、これに係る詳細事項については別紙「平成１６年度内部監査実施細目」に定める。

５．内部監査の担当者

内部監査の監査担当者は、別紙「平成１６年度内部監査担当者名簿」に定める。

６．その他内部監査に関する事項

改善措置の確認

内部監査規程第２１条第２項に基づき、改善措置状況を確認するためのフォローアップを実施する。

なお、実施時期については、平成１７年度とし、平成１７年度内部監査基本計画書に基づき実施する。